

フリースクール等民間施設 (FS) を利用している方は 補助金を受けることができます [FS用]

1 どんな補助金？

- ・FSを利用した月の利用料の半額を補助します(上限1万円)。
- ただし、入会金や体験活動に係る費用、交通費などは含まれません。
- ・保護者、児童生徒ともに、教育支援センターの公認心理師(カウンセラー)と面談を受けていただくことができます。
(スクラム面談)

2 対象は？

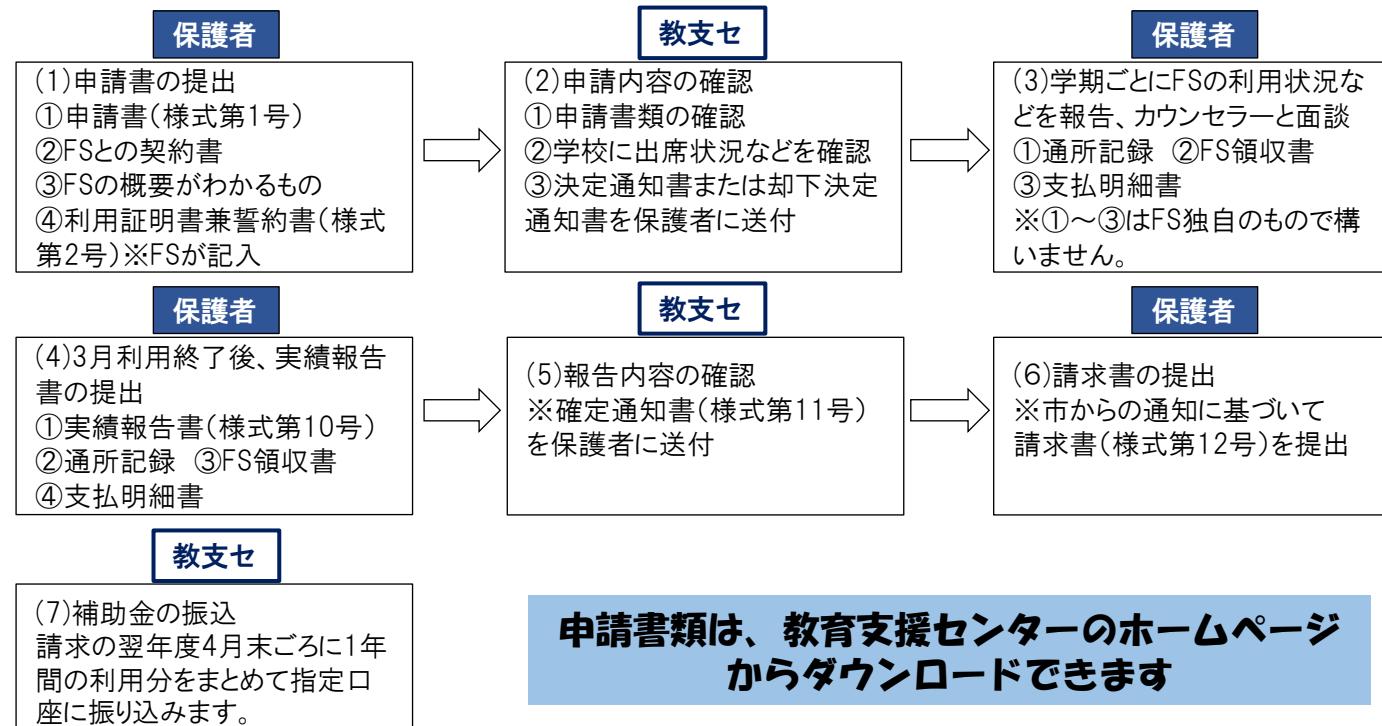
次の全ての要件に該当する小中学生の保護者(市内在住者に限る。)です。

- ・市内に在住している。
- ・FSを利用する日の前1か月以内に、在籍する学級での活動に7日以上参加していない。
- ・在籍校の校長からFSの利用を学校への出席として認められている。

3 スクラム面談って？

- ・カウンセラーと面談を受けていただくことができます。
- ・児童生徒との面談は、遊びなどを通して日ごろ思っていることなどをカウンセラーと話したりします。原則、月に1回です。
ただし、他の医療機関や学校のスクールカウンセラーと面談を受けている場合は、この限りではありません。
- ・保護者は学期に1回、以下の期間に面談を受けていただきます。
1学期:4月1日から7月31日、2学期:8月1日から12月31日、3学期:1月1日から3月31日
- ・面談場所は、教育支援センターです。
- ・保護者に、教育支援センターへ電話にて、面談の予約をしていただきます。

4 具体的な申請の流れは？



フリースクール等民間施設利用者支援補助金について

教育支援センター



フリースクール等民間施設の方へのお願い

(1)保護者が補助金を申請する際に、以下の①～③が必要になります。

①契約書、②FSの概要がわかるもの(パンフレットなど)、③「大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付に係る利用証明書兼誓約書」③は、フリースクール等民間施設の担当者が記入くださいますようお願いします。

(2)毎月、利用料の内訳がわかるものを保護者にお渡しください。市の様式を利用していただいても構いません。

(3)「通所記録」は、保護者とフリースクール等民間施設と学校・教育委員会が利用している子どもの状況を共有するために活用します。内容を確認していただき、押印をお願いします。保護者が学校・教育支援センターに提出されます。※フリースクール等民間施設独自のものを利用していただいても構いません(利用日・活動内容がわかるもの)。ただし、教育支援センターには紙媒体で提出できるようお願いします。

補助金に関するQ&A ※必要な手続きは保護者に行っていただきます。

1 Q:2つのフリースクールに通っていますが、両方が補助の対象になりますか。

A:上限1万円で補助の対象になります。

2 Q:兄弟姉妹がフリースクール等民間施設を利用しています。その場合はどうなりますか。

A:児童生徒1人ずつに補助します。申請書等は1人分ずつ作成していただくことになります。

3 Q:私立学校・国立学校に在籍していますが、補助を受けることはできますか。

A:大津市に住所があれば、申請していただくことができます。

4 Q:利用しているフリースクール等民間施設は、利用料がかかりませんが申請はできますか。

A:利用料が無料の場合は、補助対象にはなりません。ただ、スクラム面談を受けていただくことはできます。

5 Q:利用するフリースクール等民間施設を変えた場合はどうしたらいですか。

A:保護者から教育支援センターにご連絡いただき、「事業変更承認申請書(様式第7号)」を提出していただきます。その際、新しく利用することになったフリースクール等民間施設の概要がわかるものと契約書、様式第2号も提出していただきます。

6 Q:フリースクール等民間施設を利用するのをやめた場合はどうしたらいですか。

A:保護者から教育支援センターにご連絡いただき、「事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)」を提出していただきます。

7 Q:フリースクール等民間施設に全く行けていませんが、学期ごとの報告(面談)は必要ですか。

A:児童生徒の様子を聞かせていただき、今後の支援と一緒に考えるためにも、保護者に来所願います。

お問い合わせ先
大津市教育支援センター
電話:077-527-5525